

一其他

今三場荷物運搬請負人桑名組事桑名菊松ハ四日
來爭議團本部ヲ訪問シテ調停ヲ試ミント奔走ニ努
メタル結果其諒解ヲ得テ五場主ヲ動カシテ六日
午前十一時二場内事務所ニ於テ總同盟側ノ應援者
笠島未吉及本山茂貞ノ兩名ハ五場主ニ會見シタルカ
其際五場主ハ曩ニ祭表セル回答ハ絶対的ナルモ調
停者ノ体面ヲ重シテ多少ハ考慮ス可キヲ以テ職工側
ノ最後ノ要求ヲ參考造ニ聽取シタリト述ヘタル
笠島等ハ及テ工場主ノ讓歩ス可キ莫ヲ探ラント
スルカ如キ態度ニ出テタルヲ以テ會見ハ不得專領
ニ了レリ
而シテ勞資兩者ノ態度ヲ見ルニ五場主側ニ於テモ
内滿解決ノ爲メニハ多少ノ讓歩ハ辭セサルモノ、如ク
ナルト共ニ一方職工側ニ於テモ其表面ハ頗ル強硬ナ
ルモ内面的ニハ多少軟化分子ノ存スルアルヲ以テ争鬪ノ
余地アルモノ、如ク觀察セラル
石及申(通)報後也

別記

回答

一解雇手当ノ件

- 1. 臨時雇入ニ対スル件ハ認メス
 - 2. 二十日以上二ヶ月未満ハ日給ノ三日分ヲ給ス
 - 3. 二十ヶ月以上六ヶ月未満ハ日給ノ七日分ヲ給ス
 - 4. 六ヶ月以上一ヶ年未満ハ日給ノ十四日分ヲ給ス
 - 5. 一ヶ年以上ハ一ヶ月増ス毎二日給一日分ヲ増加ス
- ホ、自己退職ハ之ヲ認メス

二公傷手当ノ件

- 1. 公傷手当ハ従来ノ制度ニヨル
- 2. 欠賃手当ハ認メス

三臨時休業

- 一日以上三日以内 日給ノ全額
- 四日以上七日以内 日給ノ三分ノ三額
- 八日以上十五日以内 日給ノ半額
- 十六日以上三十日以内 日給ノ三分ノ一額